

「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書（案）」概要①

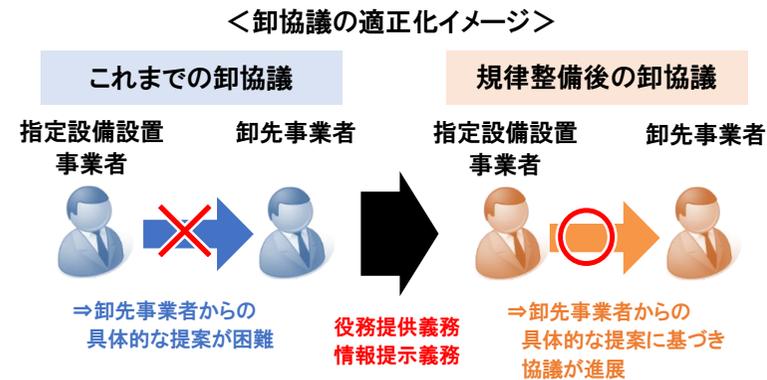
- 本研究会では、電気通信事業における競争基盤である「接続」に関する諸論点や指定電気通信設備(※)を用いた「卸役務」に関するルール^{の在り方等}を検討。(※)NTT東日本・西日本、MNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)等のネットワーク。
- 令和4年9月に第六次報告書を取りまとめて以降、令和5年6月までに14回の会合を開催し、次の①～⑨の事項について、検討・フォローアップ等を実施。これらの検討結果等について、第七次報告書(案)として取りまとめ。

①卸協議の適正性の確保に係る制度整備

指定電気通信設備を用いる卸協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る電気通信事業法の一部改正(令和4年6月成立、令和5年6月施行)の施行に向けて、**規制対象となる卸役務の範囲**や協議における**提示を義務づける情報の範囲**等について整理。

- (1)規制対象となる卸役務…FTTHアクセスサービス、携帯電話(4G、5G)、全国BWA等、
- (2)提示を義務づける情報…接続料相当額(FTTHアクセスサービスについては指数)、接続料相当額と卸料金の差額の用途

⇒ 整理内容を含む省令の一部改正等について、整備・施行済。施行後の**協議の状況**、モバイル音声卸の標準的な料金の公表、**卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況**について引き続き注視。



②卸検証ガイドラインに基づく検証

(1)光サービス卸における卸料金の検証

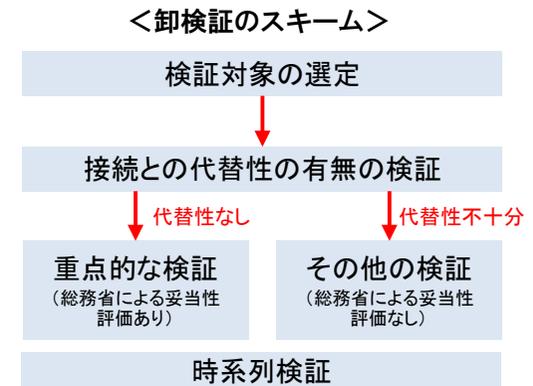
接続との代替性が不十分とされているNTT東日本・西日本の光サービス卸について**卸料金の検証を実施**。

⇒ 今後の検証においても、**NTT東日本・西日本から丁寧な説明が必要**。卸協議の状況に改善が見られない場合には、必要に応じ更なる措置を検討。

(2)モバイル音声卸における接続との代替性の検証

接続との代替性評価を保留されているMNO3社のモバイル音声卸について、**代替性の再々検証を実施した結果、再度評価を保留**。

⇒ MNO・MVNO間の情報の非対称性の解消やIMS接続の実装状況等を踏まえて**改めて検証を実施**することが適当。必要に応じ代替性検証の在り方も検討。



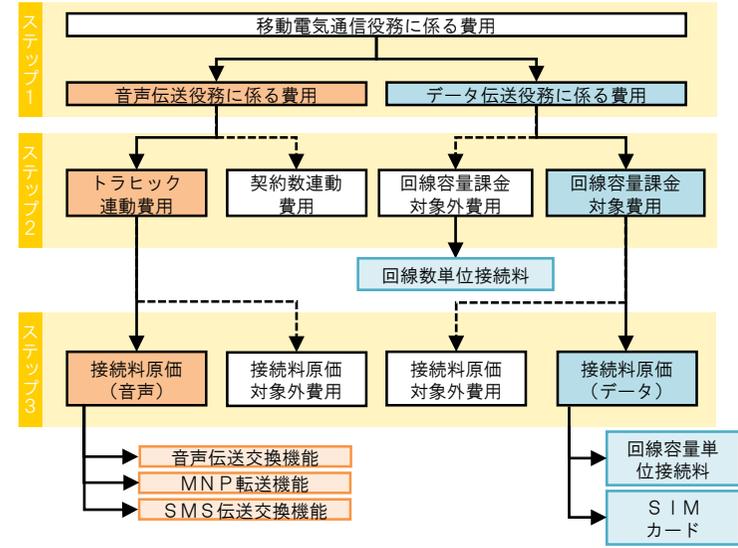
「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書（案）」概要③

⑤ モバイル接続料の適正性の検証

令和4年度届出接続料の検証を踏まえ、**予測値の算定方法、原価、利潤及び需要**について、接続料算定方法の更なる精緻化等について議論。

⇒ 特に**原価抽出**について、次の事項を整理。

- 原価抽出における固定資産価額比の算出について、**基本的にはトラフィック比により算出することが適当**。
- 毎年度の接続料検証に際し、原価の配賦プロセスの適正性について検証を行うことが適当。
- 固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出する等の見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際には、その見直しによる影響を必要に応じて考慮することが適当。まずはMNO3社において接続料水準への影響について試算。その結果を踏まえ、必要があると認められる場合は総務省において激変緩和措置等を検討することが適当。

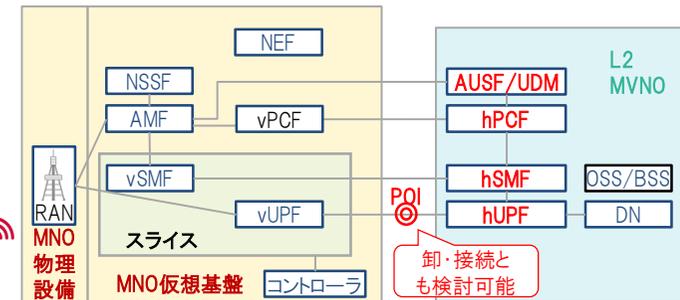


⑥ 5G (SA方式) 時代におけるネットワーク機能開放

5G(SA方式)のネットワーク構成を踏まえた機能開放に関するMNO・MVNO間の協議状況を確認するとともに、**今後の協議の在り方等**について整理。

- ⇒ **①L3接続相当**(サービス卸): 既に各MNOにおいて機能開放済。MVNOから提供の要望があった場合にはMNOにおいて適切に対応することを期待。
 - ②ライトVMNO**(スライス卸/API開放): 提供時期が未定又は当初の想定よりも後ろ倒し。スライシング技術に関する国際標準化の動向やAPI開発の状況を勘案しながらMVNO側の検討期間を考慮した情報提供が行われることが適当。
 - ③L2接続相当**: MVNOの導入意向が強く、MNO3社とも協議を実施。MVNO側への情報提供が少ない、国際標準化の遅延により協議が進展しないなどの指摘があった。MVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進めることが必要。具体的には、国際標準化動向も踏まえて情報提供や大枠からの議論を始めるとともに、国際標準化の議論の決了後には速やかに協議を進展させることが適当。
 - ④フルVMNO**(RANシェアリング): MNO3社とも提供時期未定。MVNOの具体的な要望を踏まえ、技術的条件等の実現可能性の検討が必要。事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望ましい。MECの活用・連携について、MNOにおいて、自社利用者向けサービスの提供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能な限り早期にMVNOに情報提供することが適当。
- ⇒ 総務省において、**事業者間協議の状況を引き続き注視**。

③L2接続相当(ローミング接続方式)の構成イメージ



「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書（案）」概要④

⑦固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法

・ 固定通信分野の接続料における報酬額(適正利潤)について、**次期加入光ファイバ接続料の改定に向けて「β」「主要企業の平均自己資本利益率の算定方法」について議論。**

- ⇒ (1) β 値については、直近のNTT持株会社の株式データを基に見直すことが適当(令和5年5月の加入光ファイバ接続料の改定に係る申請において、**β 値を0.6から0.566に見直し**)。
- (2) 主要企業の平均自己資本利益率については、長期安定的な指標である**長期投資用エクイティ・リスク・プレミアム**を採用することが適当。

<期待自己資本利益率の算定方法>

期待自己資本利益率 (「CAPM的手法」により算定)

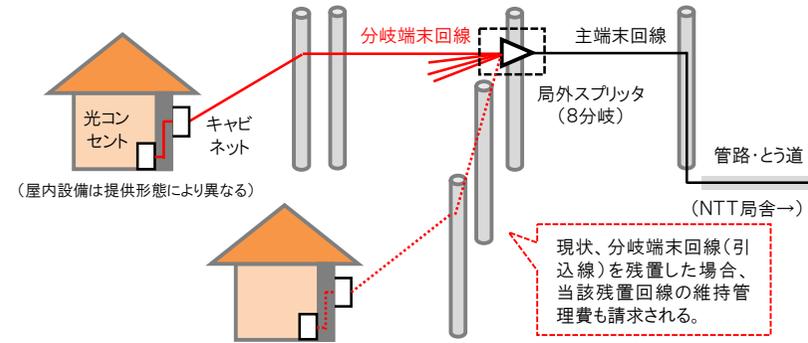
$$= (1 - \beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}$$

(市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値)

⑧加入光ファイバの残置回線に係る接続料算定方法

・ NTT東日本・西日本の加入光ファイバにおいて、**利用されていない引込線(残置回線)**に関する接続料の算定方法、運用の在り方等を議論。

- ⇒ (1) **今後生じる残置回線については、個別の接続事業者に維持管理費を請求せず、当該回線のコストは現用回線の接続料において負担することが適当。**当該見直しに必要なシステム改修のコストについては、NTT東日本・西日本における精査・合理的な説明が必要。
- (2) 今後の残置・撤去の判断については、効率性の観点からNTT東日本・西日本、接続事業者間で具体的に整理が進めることが適当。



⑨加入光ファイバ等の提供遅延

・ NTT東日本・西日本の**加入光ファイバ等の提供遅延の実態、改善に向けた取組等**について、第六次報告書から継続して検討。

- ⇒ 提供遅延の状況には改善が見られるものの、依然として改善を要する点が存在。引き続き、NTT東日本・西日本においては、実際の利用者対応を行う**接続事業者からの要望を真摯に聴取し、業務の改善を図っていくことが適当。**総務省においては、提供遅延の状況等について引き続き注視。

<加入光ファイバ提供までのフロー>

